

酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議（以下連絡会議という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議の目的は、酒匂川・鮎沢川水系の河川、森林、砂防、ダム、堰、海岸等の各管理者及び関係地方公共団体等（以下「関係機関」という。）が連携して、「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき、治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した酒匂川水系の土砂環境の改善を目指すこととする。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

2 前項にあげる機関のほか、座長が必要と認める機関を加えることができる。

(所掌)

第4条 連絡会議は、その目的のため次の事項を所掌とする。

- (1) 酒匂川・鮎沢川水系の土砂環境に係る状況等を把握すること
- (2) 酒匂川・鮎沢川水系の流域内において実施される対策等を把握すること
- (3) 土砂環境の改善に関する知見等を収集すること
- (4) その他、第1条に定める目的に係ること

(関係機関の役割)

第5条 関係機関の役割は、前条に定める所掌に関する次の事項とする。

- (1) 必要な情報を提供し共有すること
- (2) 必要な検討事項に対して意見を述べること

(座長)

第6条 連絡会議に座長を置く。

2 座長は、事務局から選出し定める。
3 座長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が関係機関から指定した者がその職務を行う。

(連絡会議の招集)

第7条 連絡会議は、座長が招集する。

2 座長は、連絡会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ関係機関に通知しなければならない。

(情報の取扱い)

第8条 連絡会議にて提供された情報等については、原則、公開とするが、座長が必要と認める場合は非公開とすることができます。

(事務局)

第9条 連絡会議の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課河港課に置く。

(連絡会議の解散措置)

第10条 連絡会議は、座長の発議によって、関係機関の同意を得られた場合に解散することができる。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、座長が関係機関に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。

別表（第3条関係）

酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議 関係機関 名簿

平成29年2月7日令和4年4月1日現在

所 属		分野
国	農林水産省林野庁関東森林管理局 治山課	治山
	農林水産省林野庁関東森林管理局 東京神奈川森林管理署 治山グループ	治山
	農林水産省林野庁関東森林管理局 静岡森林管理署 治山グループ	治山
	防衛省南関東防衛局企画部 周辺環境整備課	治山・砂防
	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所海岸課	海岸
県等	静岡県交通基盤部河川砂防局 河川企画課河川企画班	河川
	静岡県交通基盤部河川砂防局 砂防課砂防班	砂防
	静岡県交通基盤部 沼津土木事務所企画検査課	河川・砂防
	静岡県交通基盤部 沼津土木事務所御殿場支所工事班	河川・砂防
	静岡県経済産業部森林・林業局 森林保全課治山班	治山
	静岡県経済産業部 東部農林事務所治山課 <u>治山班</u>	治山
	神奈川県国土整備局河川下水道部 <u>河川課河港課河川</u> 調査グループ	河川
	神奈川県国土整備局河川下水道部 <u>河川課河港課河川</u> 防災グループ	河川・ダム
	神奈川県国土整備局河川下水道部 <u>砂防海岸課河港課</u> なぎさグループ	海岸
	神奈川県国土整備局河川下水道部 <u>砂防課砂防海岸課砂防・急傾斜地</u> グループ	砂防
	神奈川県国土整備局県西土木事務所 工務部河川砂防第一課	河川・砂防
	神奈川県国土整備局県西土木事務所 小田原土木センター河川砂防第一課	河川・砂防・海岸
	神奈川県環境農政局緑政部 森林再生課基盤整備グループ	治山
	神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課 <u>緑地・自然公園</u> グループ	自然公園
	神奈川県環境農政局農政部農水産部 水産課水産企画グループ	水産
	神奈川県環境農政局農政部農水産部 農地課農地企画グループ	農業
	神奈川県企業庁企業局利水電気部 利水課ダム管理グループ	ダム
市町	神奈川県企業庁企業局 酒匂川水系ダム管理事務所工務課	ダム
	神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部 企画調整課	全体
	神奈川県県西地域県政総合センター森林部 <u>森林土木課治山課</u>	治山
	神奈川県県西地域県政総合センター農政部 農地課	農業
	神奈川県県内広域水道企業団 <u>技術部浄水部</u> 飯泉取水管理事務所	水道
	御殿場市 都市建設部 管理維持課	
	小山町 経済建設部産業スポーツ部 農林課	
	小田原市 建設部 建設政策課 国県事業促進係	
	南足柄市 総務防災部防災安全課	
	大井町 <u>都市整備課防災安全課</u>	
	開成町 <u>町民サービス部環境安全</u> 防災課	
	松田町 総務課 安全防災担当室	
	山北町 <u>総務地域</u> 防災課	

オブザーバー

国	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 <u>計画課流域調整課</u>
	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所調査課